

1. 出展資格について

- ①本会会員で甲賀市内において事業を営む商工業者及び関係団体
- ②その他こうか商工まつり実行委員会が認めたもの

2. 出展内容について

◆市民参加型の体験広場

子供から大人まで楽しめる「遊び」、「学び」、「体験」を通じて、甲賀市内の企業がどのような商品・製品・サービスを提供しているのかを体感していただける体験型ブースを設けます。

また、お店の人が講師となり、専門知識やプロの技を教えるブースを設けます。

3. 出展区画および出展場所について

◆出展区画は、「区画」単位で屋内及び屋外です。

屋内 1区画 間口 3.6 m × 奥行 2.4 m

屋外 1区画 間口 2.7 m × 奥行 3.6 m (1区画：テント半張)

出店場所は「碧水ホール内もしくは碧水ホール前テント」となります。

4. 出展料について

①体験広場部門 1区画 **出展料無料**

☆今回、体験広場部門では、2025年の大阪・関西万博を意識した事業内容とし、多くの事業所様にご参加いただきたいため、1事業者あたり体験の準備に掛かった材料代のうち、上限10,000円までを商工会にて補助いたします。なお請求方法としましては、当会宛ての請求書を作成いただき、材料の写真等(体験用と分かるもの)を添えご提出下さい。

②当会にて準備させていただく備品

机(45cm×180cm)(1区画につき1本) / イス(1区画につき2脚)

※電気の利用を希望の方は事前に申請書にその旨を記載ください。

追加で机・イスを希望される方は要相談とさせていただきます。

5. 出展申込受付と区画配置について

◆区画配置については、会場全体の基本構想とレイアウト、出展内容、出展者数、出展区画数等を考慮して、主催者が決定します。

◆出展申込受付後の区画を主催者の承諾なしに譲渡、貸与することはできません。

◆申込多数の場合は、主催者による厳正な審査を行い、出展者を決定致します。

6. 出展申込にあたって

- ・「市民参加型の体験広場」では、地域の皆様に貴事業所の良さを知ってもらうために、自慢の技術や知識、お店の専門性や特徴等を活かした体験を実施して下さい。
- ・「市民参加型の体験広場」では、参加費は原則無料として下さい。ただし、材料費相当額を負担していただくことは差し支えありません。
- ・「市民参加型の体験広場」で商品・サービスを販売される場合はご相談下さい。ただし、後日の受注に繋がるような活動(クーポンやチラシの配布)は問題ありません。

- ・出展内容によっては、「こうか商工まつり」会場で実現できないものや、運営上好ましくない場合がありますので、出展の可否については主催者に委ねていただきます。
- ・出展いただく場所には限りがございますので、申込多数となった場合には出展をお断りさせていただく場合もございます。

7. 出展者会議について

8月29日(木) 13時30分より、甲賀市商工会館(甲賀市水口町水口 5577 - 2)にて行います。出展者の方は必ずご出席下さい。なお、欠席された場合は、その後の要望・苦情等には一切お応え出来かねますので、ご理解下さい。

8. 出展の変更・取り消しについて

- ◆出展申込受付後の変更・取消しについては、必ず事務局までご連絡下さい。
- ◆出展申込書に虚偽の記載が認められた場合や、出展規定に違反した場合には出展を取り消す場合があります。

9. 出展における禁止事項・注意事項について

- ◆区画をはみ出す行為や指定された場所以外でのPR・販売活動。
- ◆主催者や他の出展者・お客様の迷惑になる行為(音響や異臭などを含む)。
- ◆各出展者で出たゴミは責任をもってお持ち帰り下さい。会場に置いて帰ったり、会場内のゴミ箱やコンテナに入れたりしないで下さい。
- ◆敷地内は全面禁煙となっておりますのでご配慮願います。
- ◆出展現場責任者・スタッフ全員が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していない。また、暴力団・反社会的勢力に金品等を提供しないこと。
- ◆主催者や警察官及び消防署員等の指示に従うこと。

10. 補償について

出展者が備品・展示場の設備および、人身などに損害を与えた場合、その補償は出展者の責任となります。

11. 出展物の管理と免責について

主催者は出展区画内での事故、出展物の損害・盗難等に関する責任は負いません。出展者は必要に応じて損害保険にご加入ください。

12. その他

- ◆主催者及び会場管理者の指示に従ってください。
- ◆搬入搬出時間、搬入経路を守り、また車は所定の出展者駐車場に置いてください。
- ◆出展の中断・中止など、いかなる場合であっても主催者は、出展に要した費用および中止によって生じた損害は補償いたしません。
- ◆展示構成、サービス等について内容を変更する場合があります。
- ◆主催者は出展の円滑な管理を進めるため、本規定以外にも補足的な規定を設ける場合があります。

※本書面は、こうか商工まつり実行委員会により定めた「出展規定」です。

部門ごとに申込書が違いますのでお間違いにご注意ください